

令和6年度物価高騰対策給付金のお知らせ

物価高騰の影響により、特に負担が増大している低所得世帯の方々の生活を支援するため、今年度新たに住民税均等割のみ課税もしくは非課税となった世帯の方への給付のお知らせです。なお、令和5年度「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金または物価高騰対策給付金」の支給対象世帯は対象外となります。

①令和6年度新たに住民税非課税となる世帯

基準日(令和6年6月3日)時点で黒潮町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯 1世帯 10万円

②令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯

基準日(令和6年6月3日)時点で黒潮町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税所得割が課税されておらず、かつ世帯内に住民税均等割のみが課税されている人を含む世帯 1世帯 10万円

③低所得者の子育て世帯の加算(こども加算)

上記①②の給付金の対象世帯のうち、基準日(令和6年6月3日)において同一世帯内に「平成18年4月2日～令和6年10月31日生まれの児童」がいる世帯 児童1人 5万円

◆対象世帯には8月上旬に「お知らせ」および「支給要件確認書」を発送します。

内容を確認し、必要事項を記入して下記担当係までご返送ください。

※昨年度から世帯構成の変更などがあった方や、令和6年1月2日以降に転入された世帯の方については下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112
本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124

老朽住宅除去事業について(追加募集)

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。

◆対象住宅

- 町内にある個人住宅であること・空き家であること
- 木造または鉄筋コンクリート造またはコンクリートブロック造であること
- 抵当権、賃借権等が設定されていないこと(土地を含む)
- 住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと
- 倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害をおよぼす恐れのある住宅であること



◆申請者

次の①～③のいずれかに該当する方で高知県税などの滞納がないこと。

①登記簿上の所有者 ②①の方の相続人代表者 ③①・②の方から住宅の除去について委任を受けた方

※③の委任による申請をお考えの方は、事前に本庁まちづくり課住宅係にご相談ください。

◆対象工事 次の①～③の要件をすべて満たす工事が対象です。

- ①建設業などの許可を受けた業者に負わせる除去工事であること。
- ②住宅すべてを除去する除去工事であること。(住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・トイレを備えていること。住宅であることが確認できれば、一部除去済みであっても可とする場合があります。)
- ③ほかの制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること(ブロック塀の除去工事は情報防災課にご相談ください)。

◆補助金額 除去工事費の10分の8(上限130万円)を補助します。※令和6年度から上限額を変更しています。

◆受付期間 8月1日(木)～10月31日(木)※予算額に達し次第、募集を締め切ります。

◆結果通知 申請書を提出した月の翌月末までに審査結果(交付、不交付)を通知します。

◆注意事項

- 補助金の交付決定を受ける前に工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。
- 住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

○お問い合わせ 本庁 まちづくり課 住宅係 ☎43-2115 佐賀支所 建設課 土木係 ☎55-3700